

別記様式第2号(第7条第1項及び第21条第1項関係)

事業報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

開設者 殿

卸売市場の名称
法人名称
法人番号：
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第4条第5項第5号の表の6の項(2)(第13条第5項第5号の表の5の項(2))の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

- (記載上の注意)
- 1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、()の文言とすること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3. 個人である場合にあつては、下記に準じて作成すること。
 - 4. 本様式に記載の事項の他、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

第1 業務の状況
1 組織に関する事項
(1) 事業運営組織

(記載上の注意)組織図(取締役、監査役等の別を付記すること。)で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名(部長以上)、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴

(3) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
			う ち 女 性		
役 員	常 勤	人	人	歳	年
	非 常 勤				

	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間平均雇 用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(4) 株主構成

区分	役員	従 業 員	出 荷 者	仲卸 業者	売 買 参 加 者	開 設 者	そ の 他	合 計
総株主等の議決権 の数 (A)								
保有する議決権の 数 (B)								
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	% 100.00

大口株主の名簿(上位10位まで)

氏名又は名称	住所	保 有 す る 議 決 権 の 数	保 有 す る 議 決 権 の 割合
			%
合 計			

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。

3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意)

1. 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。
2. 取扱金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸売業務合計		
	数量	金額	委 託 手 数 料	数量	金額	買 付 販 売 利 益 (損 失) 金額	数量	金額	販 売 利 益 (損 失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計(A)									
前年同期(B)									
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ① 野菜及び果実(以下「青果」という。)に属するものにあつては、野菜(輸入に係るものを除く。)、輸入野菜、果実(輸入に係るものを除く。)及び輸入果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物(冷凍水産物を除く。)及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉(輸入に係るものを除く。)、牛部分肉(輸入に係るものを除く。)、輸入牛肉、豚枝肉(輸入に係るものを除く。)、豚部分肉(輸入に係るものを除く。)、輸入豚肉及びその他(肉類加工品を除く。)
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品(つけ物及び青果加工品を除く。)、つけ物、青果加工品(つけ物を除く。)、水産加工品(塩干加工品を除く。)、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1鉢とする。)、枝物にあつては束(100本を1束に換算する。)、植木にあつては本(1個1本とする。)とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意組	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市場 卸業者	他市場 仲卸 業者	その他	合計	備考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物(冷凍水産物を除く。)及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品(青果加工品を除く。)、青果加工品、水産加工品(塩干加工品を除く。)、塩干加工品、肉類加工品及びその他
 に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品(塩干加工品を除く。)又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄

に、それぞれ記載すること。

5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、()に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送			
									数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均 回収 日数	日		日		日		日		日		日	

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、業務規程における第三者販売(仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者への卸売業者による卸売のことをいう。)に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高(当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。)で除して得た数値

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。
4. 商物分離取引(卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売のことをいう。以下同じ。)の欄には、業務規程における商物分離取引に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、卸売市場外で販売したものについて記載すること。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最 高 日 数	平 均 日 数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高(委託手数料を除く。)を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形(受託販売の支払いに関するものに限る。)の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に 対 応 す る 卸 売 金 額	交付先の数	備 考
			千円	千円		
	小 計					
	小 計					
合 計						

(記載上の注意)

- 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
- 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
- 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
- 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

(7) 場外保管場所の状況

名称	位置	指定等年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合、又は卸売業者が開設者に届出等の申請若しくは報告その他の手続を行うこととしている場合に、当該保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。
3. 場外保管場所の設置状況に記載する内容は、開設者が中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要と認めるときは、当該事業年度経過後2月以内に提出すること。

3 附帯業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務利益(損失)金額
	千円	千円

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務税引前当期純利益(損失)金額
	千円	千円

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業内容	資本金	売上高	当期純利益(損失)額	純資産額
			千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。

3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。

- ① 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
- ② 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
- ③ 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

第2 経理の状況

1 貸 借 対 照 表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小 計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小 計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
()		(15) 預り金(その他)	
() 貸倒引当金		(16) 前受収益	
		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 賞与引当金	
1 有形固定資産		()	
(1) 建物			

(2) 構築物 (3) 機械及び装置 (4) 船舶及び車両その他の陸上運搬具 (5) 工具、器具及び備品 (6) 土地 (7) 建設仮勘定 () 2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 () 3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 () () 貸倒引当金 III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 ()		VI 固定負債 (1) 長期借入金 (2) 預り保証金 (3) 繰延税金負債 (4) 退職給与引当金 () 負債合計 (純資産の部) VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① ○○積立金 ② ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4 VIII 新株予約権 純資産合計	
資 産 合 計	×××	負 債 及 び 純 資 産 合 計	×××

注 記

1 採用する企業会計慣行

2 親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務

(科 目)

(金 額)

千円

3 重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨

4 取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務

役員に対する債権額

千円

役員に対する債務額

千円

5 保証債務額

総 額

千円

6 受取手形割引高

千円

受取手形譲渡高

千円

7 担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額

(資産の種類)

(金 額)

千円

8 会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額

千円

9 財務状況に関する事項

(1) 純資産額(貸借対照表の純資産合計の額) 千円(A)

○年度1日当たり卸売金額(卸売業務取扱額／卸売業務営業日数)

千円(B)

(A)／(B)

○日分相当

(2) 流動比率(流動資産／流動負債)

○. ○

(3) 自己資本比率(純資産合計／負債及び純資産合計)

○. ○

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

3. 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方(資産の部)の末尾に、債務的關係にある場合には貸方(負債の部)の末尾に記載すること。
4. 貸借対照表の注記5の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
5. 貸借対照表の注記6の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者(振出人又は引受人)が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
6. 貸借対照表の注記9の純資産額を1日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の桁まで記載すること。
7. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式(税抜方式)と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式(税込方式)のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

2 損 益 計 算 書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料			× × ×
(受 託 品 取 扱 額)		(× × ×)	
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商 品 総 売 上 高		× × ×	
売 上 値 引 及 び 戻 り 高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期 首 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	
商 品 純 仕 入 高			
総 仕 入 高	× × ×		
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期 末 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買 付 販 売 利 益 (損 失) 金 額			<u>× × ×</u>
販 売 利 益 (損 失) 金 額			× × ×

2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....	×	×	×
.....	×	×	×
(2) 売 上 原 価			
.....	×	×	×
.....	×	×	×
兼業業務利益(損失)金額			×
売上総利益(損失)金額			×
3 販売費及び一般管理費			
(1) ○ ○ 使 用 料	×	×	×
(2) ○ ○ 奨 励 金	×	×	×
(3) 役 員 報 酬	×	×	×
(4) 従 業 員 給 料 手 当	×	×	×
(5) 福 利 厚 生 費	×	×	×
(6) 退 職 給 与 金	×	×	×
(7) 退職給付引当金繰入	×	×	×
(8) 旅 費 交 通 費	×	×	×
(9) 通 信 費	×	×	×
(10) 運 搬 費	×	×	×
(11) 受 託 品 事 故 損	×	×	×
(12) 会 議 費	×	×	×
(13) 交 際 費	×	×	×
(14) 寄 付 金	×	×	×
(15) 宣 伝 広 告 費	×	×	×
(16) 貸 倒 損 失	×	×	×
(17) 貸倒引当金繰入	×	×	×
(18) 消 耗 品 費	×	×	×
(19) 図 書 費	×	×	×
(20) 減 価 償 却 費	×	×	×
(21) 修 繕 費	×	×	×
(22) 保 険 料	×	×	×
(23) 水 道 光 熱 費	×	×	×
(24) 賃 借 料	×	×	×
(25) 公 共 負 担 金	×	×	×
(26) 公 租 公 課	×	×	×
(27) 支 払 賦 課 金	×	×	×
(28) 雑 費	×	×	×

()		×	×	×	
()		×	×	×	×
営業利益(損失)金額					×
Ⅱ 営業外損益					×
1 営業外収益					×
(1) 受取利息及び配当金		×	×	×	
(2) 仕入割引		×	×	×	
(3) 有価証券売却益		×	×	×	
(4) 雑収入		×	×	×	
()		×	×	×	×
2 営業外費用					
(1) 支払利息		×	×	×	
(2) 有価証券売却損		×	×	×	
(3) 繰延資産償却		×	×	×	
(4) 雑損失		×	×	×	
()		×	×	×	×
経常利益(損失)金額					×
Ⅲ 特別利益					×
1 固定資産売却益					×
()	×	×	×		
()	×	×	×	×	×
2 前期損益修正益	×	×	×	×	×
3 その他の特別利益					
()	×	×	×		
()	×	×	×	×	×
Ⅳ 特別損失					
1 固定資産売却損					
()	×	×	×		
()	×	×	×	×	×
2 減損損失					
()	×	×	×		
()	×	×	×	×	×
3 災害による損失					
()	×	×	×		
()	×	×	×	×	×
4 前期損益修正損	×	×	×	×	×
5 その他の特別損失					
()	×	×	×		

()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益(損失) 金額			× × ×
法人税等			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益(損失)金額			× × ×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高
千円

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。
4. 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。
5. 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。
6. 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式(税抜方式)と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式(税込方式)のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。